

水源地域

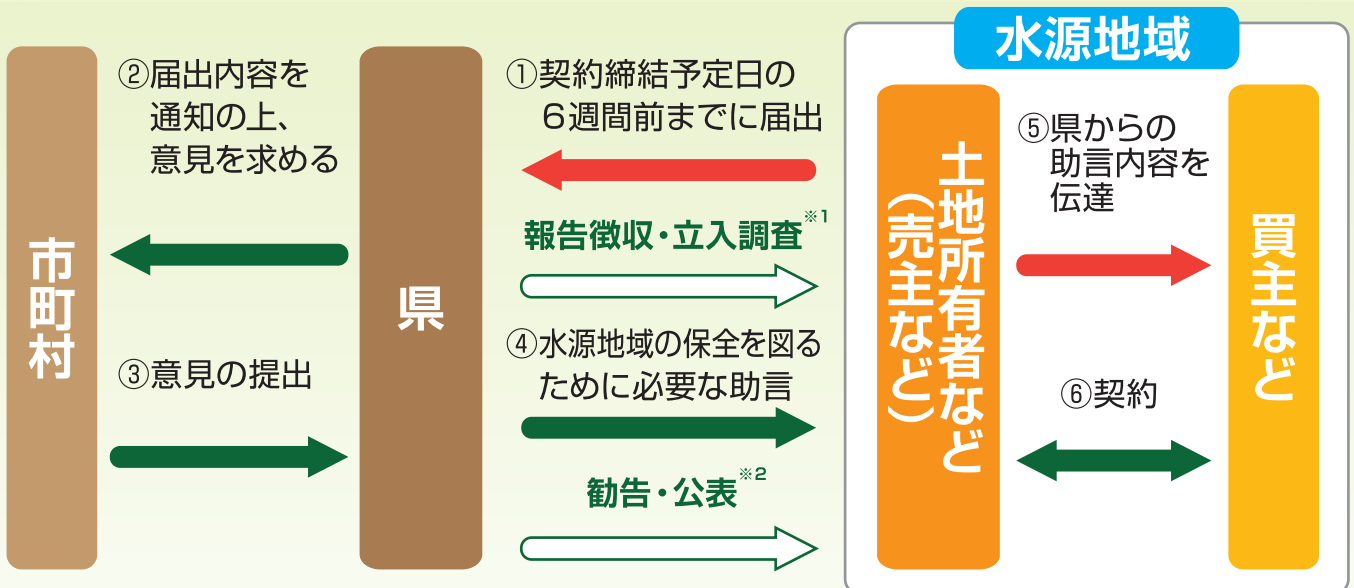
水源涵養機能^{かん}の高い森林を含む地域を、市町村のいわゆる大字単位で指定

※ 水源地域は、県庁ホームページ（「宮崎県水源地域保全条例」で検索）又は最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課で御確認ください。

事前届出の概要

- 届出対象の土地 … 水源地域内の、現況が森林で、地目が山林・原野・保安林・田又は畑である土地。ただし、農地法第2条第1項の農地は除く。
- 届出対象の取引 … 贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用貸借、賃貸借に関する契約（相続は対象となりません。）
- 届出者 …………… 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主等）
- 届出期限 …………… 契約締結予定日の6週間前まで
- 届出先 …………… 知事（最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課に提出してください。郵送可）
- 適用除外 …………… 取引の相手方が国や地方公共団体である場合などは対象となりません。
※ 詳細については、最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課にお問い合わせください。

届出後の流れ



※1 届出内容に不明な点などがある場合は、必要に応じて届出者（売主など）に報告を求めたり、土地への立入調査を行います。

※2 届出をしなかったり、虚偽の届出をした者又は報告徴収・立入調査を理由もなく拒む等の行為を行った者には、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名・住所及び勧告内容等を公表することがあります。